

受付番号	11	受付月日	令和6年11月18日 午後2時50分（メール）
------	----	------	----------------------------

東郷町議会副議長 加藤 宏明 殿

東郷町議会議員

議席番号9 番 氏名 こう田 さとみ

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 3 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 小中学校のラーケーションの日並びに県民の日学校ホリデーについて	(1) ラーケーションの日導入（R5.10月）からの実施方法と実施状況について ア 届出の方法や運用方法（計画過程の在り方）はどのようなか。 イ 学びの振り返りはどのように行ったか ウ 授業を受けられなかった日の自習方法と達成度等自習内容の確認はどのように行ったか。 エ 児童生徒全体における取得率及び1人につき取得した日数は。 オ 教職員の取得率は。 カ 学びを行った場所、内容はどのようなか。 (2) ラーケーションの日の成果の分析について ア ラーケーションの目的のひとつである「休み方改革」「ワークライフバランスの向上」に繋がる効果はあったか。 イ 子どもたちにとっての「多様な体験」に結びついた効果はあったか。 ウ 子どもたちがラーケーションの日を計画する過程で期待した「主体性や自主性の醸成」への効果はあったか。 エ 教員からの感想、ラーケーションの日に求められた目的や効果に対する実感はどのようなか。 (3) ラーケーションの日の課題について ア 経済的な事情や保護者の職業により、取得の可否や取得できる回数といった格差が生まれることについてどう考えるか。	町長 教育長 担当部長

質問事項	質問要旨	答弁者
	イ 取得できた子どもと、できなかった子どもとの間に生まれる、「多様な体験」や「主体性や自主性の醸成」の観点における子どもの育ちの格差をどう考えるか。 ウ 実施に伴い生まれた教職員への新たな負担は何で、それについての校務支援員の活用状況とその効果はどのようなか。 エ 保護者におけるラーケーションの日の趣旨への理解についてどう考えるか。 (4) ラーケーションの日導入の今後について ア 名古屋市の導入をしない判断（その理由）をふまえて、また前述した課題が解決されない上での今後の実施について、どのように考え対応していくか。 (5) 県民の日学校ホリデーの実施状況について ア 保護者への実施日の連絡・周知のタイミングはどのように行ったか。 イ この日に保護者が休暇を取得できたか否か、家族らと過ごせなかった児童生徒の割合は把握しているか。（保護者アンケート等の実施の有無又は保護者の評価について把握しているか） ウ 当日の放課後児童クラブ及びきらきら子どもの対応はどのようなか。 (6) 県民の日学校ホリデーの今後について ア 名古屋市の本年度の導入見送り方針をふまえた、導入における本町の今後の考えは。	
2 療育・発達支援について	(1) 乳幼児（就学前）における療育・発達支援の体制について伺う。 ア 発達特性のある子どもの発見と相談体制具体的な支援はどのようなか。 イ 支援体制の中ではどのような療育の「専門家」が関わっているか。 ウ 児童発達支援事業所ハーモニーにおける療育の「専門家」はどのような人員でどのように運用をされているか。 エ ハーモニーにおける「専門家」の関わりが他の職員や施設全体に与える影響はどのようなか。	町長 教育長 担当部長

質問事項	質問要旨	答弁者
	(2) 学校教育における療育・発達支援の体制について伺う。 ア 発達特性があると認識されている児童生徒数の現状は（特別支援学級、通級指導教室それぞれにおいて）どのようなか。 イ 発達特性のある子どもに対する現行の体制はどのようなか。 ウ 就学前までに取られていた支援体制との連携はどのようにされているか。 エ 療育の「専門家」と教職員との連携（研修等を通じて）や、直接的な人員登用についての現状並びに今後の考えは。	

（注）要旨は、具体的に記載すること。